

特定業務（深夜業） 従事者健康診断業務委託（単価契約） 仕様書

- 1 受診対象者（人事異動等により変動する可能性あり。）
警防部指令課及び消防署所の交替制勤務職員：計784人
- 2 委託期間
令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで
- 3 実施時期
下記期間中にそれぞれ6日程度の受診日を設けること。
 - （1）各消防署で特別救助隊の指名を受けた者（上半期）：80人
令和6年4月1日（月）～令和6年9月30日（月）
 - （2）上記（1）以外の者（下半期）：704人
令和6年10月1日（火）～令和7年3月31日（月）
- 4 実施時間
午前9時00分～午前11時00分
- 5 履行場所等
下記条件を満たす履行場所等を受注者が用意すること。
また（1）～（4）に係る費用は、受注者が負担すること。
 - （1）千葉市内であること。
 - （2）1時間あたり概ね60人の健康診断が実施できるよう、設備及び人員を確保すること。
 - （3）室内の温度により検査に支障が出ないよう、冷暖房等の空調設備が設けられていること。
 - （4）1時間あたり概ね60人の健康診断を実施することに支障とならないよう、履行場所の敷地又はその付近に普通乗用車30台が駐車できるスペースがあること。
- 6 受診項目
労働安全衛生規則第45条第1項の規定に基づく以下の項目とする。（ただし、労働安全衛生規則第45条第1項後段及び第2項を適用する。）
 - （1）既往歴及び業務歴の調査
 - （2）自覚症状及び他覚症状の有無の検査
 - （3）身長、体重、腹囲、BMI、視力及び聴力の検査
 - （4）血圧の測定
 - （5）尿検査（蛋白、糖、潜血、ウビリノーゲン）
 - （6）医師の診察
- 7 結果報告
受診後30日以内に、上記に掲げる事項の結果について、書面により報告するとともに、一般的な表計算ソフトで取扱可能な電子データでも結果を提供すること。
- 8 支払方法
 - （1）委託料の請求金額は、契約単価に実施者数を乗じた額とし、1円未満の金額にあつては、切り捨てとする。
 - （2）委託料の請求の際には、実施者数が明らかとなるような資料を添付するものとする。
 - （3）委託料の請求は、本事業が完了した後に行うものとする。